

社会福祉法人 森友会 しきの森保育園

利用契約書兼重要事項説明書

〈令和8年4月1日〉

1 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人森友会
代表者氏名	理事長 立山貴史
法人の所在地	大分県大分市顕徳町二丁目2番41号
法人の電話番号	097-536-6006
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業

2 事業の目的

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これからの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者様に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

3 運営の方針

当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。

また保育の提供にあたっては、本園を利用する子ども（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、園児の意思及び人格を尊重して保育を提供するよう努めます。

さらに当園は、家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、東京都、調布市等関係市、小学校、他の保育園、幼稚園等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4 提供する保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

5 保育理念

すべての子どもの最善の利益のために

6 保育目標

- (1) 「心身の調和的発達」を促す保育
すべての子どもが、自分の流れで園生活を楽しむ。
- (2) 「基本的生活習慣」の育成を進める保育
すべての子どもが、無理なく自立の道を歩む。
- (3) 「集団への参加と自主協調の態度」を養う保育
すべての子どもが、協力・共同の喜びを知る。

- (4) 「正しい言語生活や自然・社会現象に対する興味・関心」を育てる保育
すべての子どもが、自然・社会に積極的に関わる。
- (5) 「子どもらしい表現によって、生きる力の基礎」を培う保育
すべての子どもが、自分なりに表現を楽しんで発表する。

7 しきの森保育園の概要

施設の種類	認可保育所
施設の名称	しきの森保育園
所在地	東京都調布市下石原二丁目54番1号
連絡先	電話番号：042-426-7151 FAX：042-426-7666
法人創立年月日	平成13年2月5日
事業認可年月日	平成30年3月6日（適用年月日：平成30年4月1日）
施設長氏名	小林 政洋
利用定員	2号認定 3歳児15人 4歳児15人 5歳児15人 計45人 3号認定 0歳児6人 1歳児14人(15人) 2歳児15人 計35人(36人) ※（ ）内は定員弾力化後の運用定員
職員数	22人（令和8年4月1日予定）
特別保育の実施状況	延長保育
職員への研修の実施状況	職種及び経験に基づき、各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施
嘱託医、看護師	○内科医 西堀 由紀野（にしぼりこどもクリニック） ○歯科医 柳衛 真紀子（やなぎえデンタルクリニック） ○看護師 砂谷 あづみ

8 開所日・開所時間及び休所日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
2号3号認定 保育時間	【保育標準時間】 7時00分～18時00分の11時間 【保育短時間】 8時30分～16時30分の8時間
延長保育	【保育標準時間】 18時01分～20時00分 【保育短時間】 7時00分～ 8時29分 16時31分～18時00分
休園日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

9 職員体制（令和8年4月1日予定）

職名人	人数	職名	人数	職名	人数
園長	1人	主任保育士	1人	看護師	1人
常勤保育士	13人	非常勤保育士	5人	保育補助	1人
栄養士 (法人兼任)	(1人)	調理員 (外部委託)	(4人)		

※ 年度の途中で異動等する場合は、その都度、園だより等でお知らせします。

10 保護者様の負担について（子ども一人当たり）

(1) 毎月の保育料

保育料は、お住まいの自治体が決定します。

（納入方法は、各自自治体におたずねください。）

(2) 実費徴収

保護者様にご負担いただくものとして、以下のものがあります。

ア 副食費（3歳児クラス～5歳児クラス） 1人当たり1ヵ月 4,500円

イ 延長保育料（下記に詳細を記載）

ウ 給食試食会の給食費 1食 350円

エ 卒園アルバム代 製本費用（1冊 3,300円程度）の半額（2冊目以降は全額）

延長保育料は利用の形態により次のとおりとなります。

【保育標準時間】

時間	日額利用	月額上限
18:01～19:00	700円	3,500円
18:01～20:00	2,400円	12,000円

月に1時間利用と2時間利用が混在した場合、別途細部料金表により算定されます。

月額上限額は 12,000円です。

A・B階層世帯は、1時間利用は免状、2時間利用は半額負担となります。

【保育短時間】

時間	日額利用	月額上限
7:00～8:29	300円/30分	無し
16:31～18:00	300円/30分	

18:01以降は、標準時間の料金が加算されます。

A・B階層世帯は免除となります。

※ 延長保育開始後に捕食を提供します。

※ 夕食は、延長保育2時間利用で、利用日1週間前までに夕食の申請をした場合にのみ提供します。

※ 延長保育終了時刻（20時00分）を超えてのお預かりはできません。

※ 公共交通機関の遅延の場合でも延長保育時間・料金の調整は行いません。

※ 実費徴収の代金は、原則として毎月末にゆうちょ銀行口座から引き落としさせていただきます。

11 食事について

当園の食事の方針	当園では「家庭的な雰囲気」を大切に、子どもの成長に沿った食事を園で調理しています。季節ごとの行事食を取り入れ、食事を楽しむ気持ちを育てます。 毎日の食事は、自分で食べる時間・場所を選び、保育者とコミュニケーションをとりながら、自分の食べたい量を伝えられるようにしています。異年齢の友だちや保育者と一緒に食べることで、会話の中から自然と食材や料理に興味を持てる環境を作ります。また、食事の準備や片付けについても年齢に応じた働きかけをして、自主性を育てています。
提供方法	自園調理（調理業務はウオクニ株式会社に委託して実施）
献立表	毎月月末に翌月の献立表をれんらくアプリにて保護者の皆様へ配信します。ただし、食物アレルギーによる除去食対応の方については、個別にアレルギー対応献立表をお配りします。
食物アレルギー等への対応	食物アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（又は指示書）を本園に提出してください。 個別にご相談の上、診断書（又は指示書）に基づき、当園で除去可能なものは除去食・代替食で対応します（すべてのアレルギー食物の除去には対応できない場合もあります。）。
衛生管理等	調理師及び保育士含め、全ての職員が、毎月、検便を行います。

12 年間行事予定

予定されている行事は、天候や公共施設の都合により時期が変更となる場合があります。各行事の日程は早めに決め、別途お知らせします。

◎ 毎月行うもの：身体測定、避難訓練、公開保育

◎ 下表のほか、随時、開催するもの …… 栄養相談、育児相談、健康相談

下表の★印は、保護者様に是非、参加していただきたい行事です。

月	行 事 内 容
4 月	★入園を祝う会
5 月	遠足（3～5歳児）、★保護者会、内科健診、歯科健診
6 月	★育児講座
7 月	★夏まつり
8 月	お泊り保育（5歳児）
9 月	★もりんぴっく（運動会、2～5歳児）
10 月	遠足（3～5歳児） ★保護者面談
11 月	★もりフェス（0・1乳児）、内科健診、歯科健診
12 月	★フェスティバル（2～5歳児）、お楽しみ会
1 月	★保護者会
2 月	節分
3 月	ひなまつり会、お別れ会、★卒園式（5歳児）

13 当園の利用に際しご留意いただきたいこと

(1) 毎朝の体温・体調等の確認

毎朝、登園前に必ず、体温や健康状態等の確認をしてください。

「れんらくアプリ(連絡帳)」に毎朝の体温の登録をお願いします。(登園前に必ず)

※ 登園を控えていただきたい場合

A 朝の登園前の体温が37.5度以上の場合

B 前日に38.0℃以上の発熱があった場合

C 前日から登園前までに嘔吐や下痢(水様便)が計2回以上あった場合

D その他、受診又は1日お休みして安静にした方がいい場合

- ・ 頭部の怪我(階段から落ちた、激しくぶつけた等)は外傷が見られない場合でも、医師の診断を受けていただくか24時間はご自宅で様子を見ていただくようお願いします。

- ・ 予防接種後は、発熱の可能性や激しい運動を控える必要があるため、お休みの日又は降園後に受けていただくようお願いします。

(詳しくはお気軽にご相談ください。)

(2) 欠席・遅刻する場合

当日の9時30分までに、「れんらくアプリ」にて必要事項を選択・入力して送信し、欠席または遅刻を登録してください。(1ヶ月以上前からでもできます。)

当日の9時30分を過ぎた場合は、直接、園へ電話連絡してください。

(3) 感染症について

麻疹(はしか)・百日咳・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふく風邪)・インフルエンザ等、所定の感染症にかかった場合は園にご連絡を頂き、登園停止期間を経過してから、医師が作成した登園許可証を登園時に園に提出してください。(医師の診断を受け、保護者様が作成する「登園許可証」「登園届」が必要な感染症もあります。)

登園許可証等が必要な感染症にどんなものがあるかは、「入園のしおり」をご覧ください。

(4) 園内で伝染病が発生した場合

調布市及び保健所に連絡し必要な措置を講じます。

(5) 与薬について

医療行為に当たるため、原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のために日中の与薬が必要な場合に限り、保護者様の承認を得た上で行うこととします。そのような必要がある場合は、個別にご相談させていただきます。

なお、市販の薬を預かり飲ませることは、お断りしています。

(6) お迎えについて

お迎えの際のお子様のお引き渡しは、園児の安全確保のため、原則、保護者様とします。保護者様以外の方がお迎えに来られる場合は、成人の方で事前に保護者様からご連絡があった場合にのみ、お子様をお引き渡しします。

お迎えが遅れる場合やお迎えの方が変更になった場合は、必ず園へ連絡してください。

(7) 当日延長保育が必要な場合

当日、急に延長保育が必要となった場合は(いわゆる、スポット利用の場合は)、15時までではれんらくアプリにて、それ以降は直接電話にて園にお知らせください。15時までにご連絡をいただいた場合は、補食を提供します。それ以降にご連絡をいただいた場合は、市販のお菓子を提供します。

(8) 家庭の事情の変更

- ア 住所などの変更
 - イ 勤務先の変更
 - ウ 電話番号や緊急連絡先の変更
 - エ 親権者の変更など、その他お子様に関わること
- 上記の変更は、必ず園にお知らせください。

(9) 転園・退園

月初めにかかりますと、保育料納入に関係しますので退園をお決めになりましたら早めにお知らせください。園経由にて市へ保育利用終了届の提出が必要です。

14 利用の開始までの流れについて

- (1) 2号、3号認定（保育を必要とする子ども）の保護者様が、当園の入園を希望する場合は、支給認定を受けた区市町村が指定する入所に関する申込書に必要事項を記載し、当該区市町村へお申し込みください。
- (2) 当該区市町村からの当園へ入所内定の連絡後、当園で見学及び面接（重要事項の説明や確認）を受けて入所の同意となります。
- (3) 途中入園の場合は当園指定の医院で健康診断（指定様式有）をしていただき、その結果を当園へ提出してください。
- (4) 当該区市町村からの利用が決定された通知をもって保育の利用開始となります。

15 利用の終了について

- (1) 当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了します。
 - ア 園児が小学校に就学したとき
 - イ 園児の保護者様が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - ウ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき
- (2) 下記事項に該当した場合には、当園より書面にて当園との利用契約を解除する旨通知させていただきます。
 - ア 保育料等（保育料、副食費、その他経費を含む）の支払いを2ヶ月以上滞納し、支払いの催告をしたにもかかわらず14日以内に支払われないとき。
 - イ 当該園児、保護者様、その家族又は関係者が当園、当園の職員その関係者又は他の園児に対して、利用を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
 - ※ 迷惑行為、背信的行為の具体例は別紙のとおりです。なお、別紙記載の具体例はあくまで一例の記載であり、これに該当しない行為であっても迷惑行為、背信的行為と判断する場合があります。

16 個人情報の保護

- (1) 保護者様以外からの問い合わせ
基本的に保護者様以外の方からの、子どもが保育を受けているか否かや、保護者様の職場、ご家庭についての問い合わせには応じられませんので、ご親戚の方、親しい方に伝えておいてください。

(2) 個人情報保護のためのルール

「個人情報管理規程」及び「個人情報管理マニュアル」に基づき、利用者の個人情報の適正な取り扱い、管理の徹底に努めます。

(3) その他、保育の提供に関する記録の整備

提供した保育に係る記録や事故の記録等、適切に管理します。

17 虐待防止

いかなる場合も子どもの最善の利益を求め、安全で安心な環境を保障するため、虐待の発生予防と早期発見に努めます。その具体策として、以下の措置を講じます。

(1) 職員を対象に虐待防止研修会を実施

(2) 虐待防止マニュアルの運用

(3) 関係機関との連携

18 緊急時の対応方法

当園では、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者様が指定した緊急連絡先に連絡し、嘱託医または主治医への連絡を取るなど、必要な措置を講じます。

体温が38.0℃以上となった場合は、保護者様へ連絡をする場合があります。また、嘔吐や下痢（水様便）が計2回以上あった場合や、その他通常保育を行えない程の体調不良があった場合も保護者様へ連絡をしますので、お迎えをお願いします。

その他、お子様の様子や園の感染状況によって、対応させて頂くことがあります。

19 保険等への加入

(1) 保険会社

ア 三井住友海上火災保険株式会社

イ 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」参照

(2) 保険の種類

一般賠償（賠償責任保険、傷害保険）

20 非常災害時の対策

避難訓練	毎月1回以上の避難訓練及び消火訓練
防災設備	消火器・避難経路図
避難場所	調布市立富士見台小学校
保護者様への連絡方法	「れんらくアプリ」にて避難状況をお知らせ
避難時の園児の受渡し方法	安全が確認された後、保護者様の身分を確認の上、確実な引渡しをします。
管轄消防署	調布消防署
管轄警察署	調布警察署

※ 「しきの森保育園 BCP（大規模災害）」及び「安全計画」を作成しています。

21 保育内容に関する相談・苦情

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおりに設置しています。

(園内組織)

苦情解決責任者 園 長 小林 政洋 (042-426-7151)

苦情受付担当者 主任保育士 沼田 大 (042-426-7151)

(第三者委員 (2名))

東京都民生委員・児童委員 北館 丈佳 (042-488-3695)

東京都民生委員・児童委員 小室 大朋 (080-5078-2211)

(受付方法)

面接・文書・電話などの方法で相談苦情を受け付けます。

以上、本書面にに基づき、当園で教育・保育の提供を開始にあたっての重要事項について説明しました。

住 所： 東京都調布市下石原二丁目54番1号

施 設 名： しきの森保育園

施設長氏名： 園長 小林 政洋

契約を解除する可能性のある行為の具体例

1. 身体的暴力

- ・物を投げつける
- ・服を引きちぎる、眼鏡を壊す
- ・刃物を向ける
- ・腕や髪を引っ張る
- ・手を払いのける
- ・机を叩く、ドアを強く閉める
- ・つばを吐く

2. 精神的暴力

- ・怒鳴る
- ・奇声や大声を発する
- ・暴言を吐く
- ・必要以上の悪口、説教をする
- ・面談等で長時間拘束する

3. セクシュアルハラスメント行為

- ・体に触る、手を握る
- ・卑猥な言葉を言う
- ・体の写真を撮る
- ・執拗に関係を迫る

4. その他

- ・当園にて予定されていない支援を求める
- ・義務にない行為を求める
- ・自宅の住所や電話番号等の個人情報を聞く
- ・ストーカー行為
- ・その他上記に準ずる行為